

泉南市行財政改革 集中改革プラン

(平成17年度～平成21年度)

平成18年(2006年)3月

泉 南 市

目 次

・ 集中改革プラン策定の背景	1
1．これまでの取り組み	1
2．本市を取り巻く状況	1
3．国からの指針	1
・ 市の財政状況等	2
1．財政の状況	2
(1) 現在までの財政状況	2
2．職員数及び給与の状況	4
(1) 職員数の状況	4
(2) 給与の状況	6
・ 第 3 次行財政改革大綱（案）の基本的方針、改革の重点事項	7
1．第 3 次行財政改革大綱（案）の基本的方針	7
(1) 成果志向・成果重視の行財政運営	7
(2) 市民との協働による行財政運営	7
(3) 自主・自立の行財政運営	7
2．第 3 次行財政改革大綱（案）の改革の重点事項	8
・ 新たな計画（集中改革プラン）の策定	8
1．集中改革プランの位置付け	8
2．集中改革プランの策定	9
・ 改革の推進	10
1．推進期間	10
2．推進期間、進行管理	10
3．改革の担い手	10

・ 改革の推進項目	・ ・ ・ ・ ・	11
1 ・ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合、改善等	・ ・ ・ ・ ・	11
2 ・ 民間委託等の推進、公の施設の指定管理者制度の活用	・ ・ ・ ・ ・	14
3 ・ 定員管理の適正化	・ ・ ・ ・ ・	17
4 ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化等	・ ・ ・ ・ ・	18
5 ・ 経費の節減等の財政効果	・ ・ ・ ・ ・	21
6 ・ 地方公営企業等の経営健全化	・ ・ ・ ・ ・	25
7 ・ 地域協働の推進	・ ・ ・ ・ ・	26
8 ・ 補助金等の整理合理化	・ ・ ・ ・ ・	27
9 ・ 人材育成の推進	・ ・ ・ ・ ・	28
10 ・ 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	・ ・ ・ ・ ・	29
・ 計画の推進にあたって	・ ・ ・ ・ ・	29

・集中改革プラン策定の背景

1. これまでの取り組み

本市では、平成8年12月に第1次「行財政改革大綱」を策定、財源の確保や事務事業の見直し及び職員数の削減や給与の見直しなどを実施した。

さらに、平成13年2月には第2次となる「新行財政改革大綱」を策定、実施計画に基づいて平成13年度から平成15年度までの3ヵ年で、事務事業の整理合理化、財政の健全化・経費の節減合理化、定員管理・給与の適正化、効果的・効率的な施設の設置と管理運営など、様々な行政課題の解決に向けた取り組みを行ってきた。

現在は、平成16年3月に策定した「第3次行財政改革大綱(案)」及び具体の改革実施項目を掲げた「第3次行財政改革実施計画(案)」【99プラン】に基づき、平成18年度までの3ヵ年をその計画期間として取り組みを進めているところである。

2. 本市を取り巻く状況

長引く地域経済の低迷、先行き不透明な経済情勢の影響など、本市を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっている。歳入の根幹となる市税収入の減少や、義務的経費の増加などにより平成14年度には累積赤字額が7億8,500万円に達するなど赤字決算が続いたが、財政健全化計画やこれまでの行財政改革の取り組みにより、平成16年度決算では7年ぶりに黒字決算とすることができた。

また国では、国庫負担金の廃止・縮減、地方への税源移譲、地方交付税制度の見直しを図る「三位一体の改革」が進められている。これらの地方財政への影響は、今後とも予断を許さない状況であり、職員退職に伴う退職金の増加や扶助費の増加など、将来の財源確保は極めて厳しい状況であると考えられる。

一方、少子高齢化や地方分権の進展、市民の価値観の多様化等、社会情勢は大きく変化してきており、福祉、教育、環境問題など、今後ますます増大する行政ニーズに的確に対応し、市民サービスの質的向上を図っていかなければならない。

3. 国からの指針

このような状況にあって、平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「新地方行革指針」という)が示された。ここでは、各地方公共団体の行政改革大綱の見直しとともに、これに基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度を起点とし、概ね平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表することが求められている。

指針の主な項目内容としては、事務・事業の再編・整理、廃止・統合 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む) 定員管理の適正化 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 経費節減等の財政効果 などとなっている。

・市の財政状況等

1. 財政の状況

(1) 現在までの財政状況

平成7年度から平成16年度まで過去10年間の決算額の推移等は下の表(次ページ)のとおりとなる。

まず**歳入**では、その根幹をなす市税については、地域経済の低迷と地価の下落等により、平成10年度以降7年連続の減収で、平成14年度からは100億円を割り込み、平成16年度では、ピークであった平成9年度の106億円から約19億円の減収となっている。

地方交付税については、平成13年度には、その一部が臨時財政対策債へ振り替わったことなどにより、前年度と比べ減少しているが、全体としては増加傾向となっている。

市債については、平成7年度、平成8年度に福祉施設の建設などにより増加した。平成10年度以降は10億円程度で推移したが、平成13年度からは臨時財政対策債の発行などにより増加傾向にある。

一方**歳出**では、人件費については、職員給が職員給与の抑制や職員の減員などにより平成11年度から毎年度減少する一方で、退職金の支出額が退職者数の増加に伴い、平成12年度から高い水準で推移している。

生活保護をはじめ、各種福祉手当に要する経費などの扶助費については、急激に進む少子高齢化や景気の低迷に伴い高い水準で推移している。

市債の償還に要する経費である公債費は、平成14年度まで増加を続けてきたが、平成15年度からは減少に転じた。

投資的経費については、福祉施設の建設があった平成7年度、平成8年度は60億円を超えていたが、その後は20億円前後で推移している。

また、繰出金については、老人保健特別会計と介護保険事業特別会計への繰出が毎年度増加している。

実質収支については、平成10年度以降平成15年度まで、6年間赤字決算が続き、平成14年度には累積赤字額が7億8,500万円に達したが、これまでの取り組みにより、平成16年度決算では7年ぶりに累積赤字を解消し黒字決算とすることができた。

しかしながら、市の貯金である積立金については、平成11年度までは増加を続け、約34億円となったが、平成12年度からは毎年度の取り崩しにより減少し、平成16年度末では約17億2,000万円と半減している。

歳出歳入決算額(普通会計)

(単位: 百万円)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
歳入合計	21,889	22,449	18,901	18,783	20,486	19,663	20,222	19,657	20,166	20,448
市税	10,186	10,467	10,599	10,444	10,407	10,205	10,052	9,462	8,959	8,659
地方交付税	1,097	1,197	1,559	1,811	2,402	2,728	2,413	2,514	2,462	2,438
その他	5,928	4,987	5,130	5,084	6,222	5,423	6,011	5,109	5,420	6,325
うち基金繰入金	1,113	14	107	300	349	252	537	918	595	603
うち市債	3,565	5,784	1,506	1,144	1,106	1,055	1,209	1,654	2,730	2,423
歳出合計	21,744	22,108	18,847	18,758	20,485	19,395	20,478	20,442	20,486	20,370
人件費	5,938	6,146	6,195	6,401	6,333	6,491	6,578	6,589	5,948	5,766
うち職員給	4,482	4,574	4,657	4,817	4,727	4,610	4,546	4,425	4,137	4,023
うち退職金	178	279	190	152	190	427	599	718	311	310
扶助費	2,236	2,234	2,320	2,444	2,671	2,351	2,634	2,804	3,218	3,380
公債費	1,796	1,856	2,111	2,217	2,348	2,496	2,558	2,601	2,483	2,385
投資的経費	6,117	6,718	2,458	1,788	2,163	1,812	2,340	1,839	1,962	2,695
繰出金	1,351	1,404	1,641	1,690	1,814	2,093	2,345	2,502	2,532	2,220
その他	4,306	3,750	4,122	4,218	5,156	4,152	4,023	4,107	4,343	3,924

実質収支

(単位: 百万円)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
歳入合計	21,889	22,449	18,901	18,783	20,486	19,663	20,222	19,657	20,166	20,448
歳出合計	21,744	22,108	18,847	18,758	20,485	19,395	20,478	20,442	20,486	20,370
翌年度繰越財源	111	313	12	47	102	384	2	0	91	27
実質収支	34	28	42	22	101	116	258	785	411	51

(参考)

(単位: 百万円)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
市債現在高	19,573	24,371	24,735	24,640	24,351	23,808	23,310	23,165	24,150	24,888
積立金現在高	2,204	2,494	2,832	2,871	3,439	3,318	2,780	1,965	1,620	1,724
うち公共施設整備基金	1,111	1,368	1,636	1,526	1,449	1,536	1,265	950	910	839
うち公債費管理基金	344	347	392	511	685	853	855	345	5	148
経常収支比率(%)	102.0%	100.5%	103.5%	104.4%	100.8%	98.2%	100.7%	104.8%	100.9%	100.2%

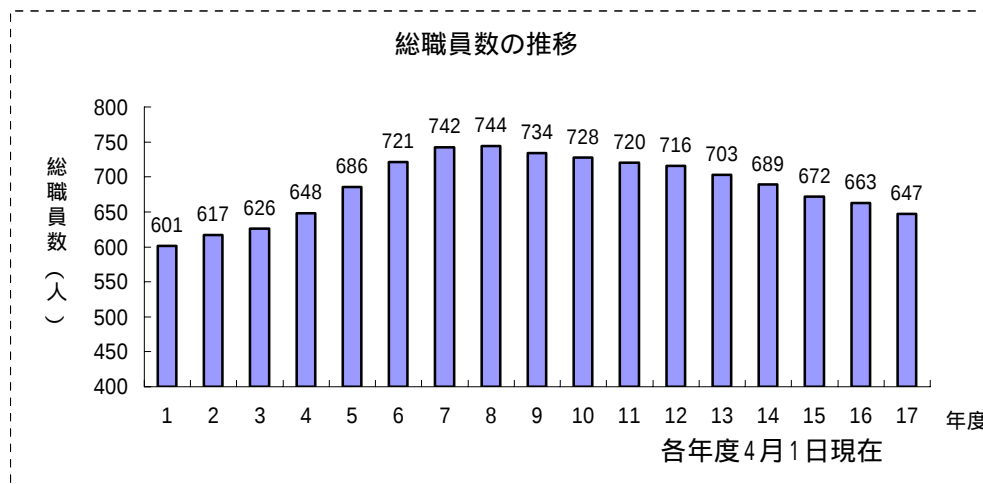
- ・**普通会計** 各地方公共団体の財政比較や統一的な掌握を行うため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。
- ・**実質収支** 歳入と歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額
- ・**経常収支比率** 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。この数値が低いほど経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きく、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることになる。

2. 職員数及び給与の状況

(1) 職員数の状況

本市の**職員数の推移**については、平成8年度以降、職員数の抑制・削減への取り組みにより、総職員数は減少傾向にある。

平成8年度には744人であった総職員数は、事務事業の見直しや民間委託の推進、業務量の精査等の取り組みにより、平成17年度当初には647人となり、97人、約13%の減員となっており、平成12年度までの4年間では28人、3.8%、平成12年度から平成17年度の過去5年間では、69人、9.6%の職員を減員することができた。



一方で、**人件費の推移**をみると、職員数の削減、定期昇給の延伸、給与の引き下げ等により、減少傾向となっており、特に退職手当を除いた職員給は着実に減少している。

しかし、人件費の経常収支比率において示す割合は、類似団体との比較でも依然として高い。健全な財政構造への転換を図るためには、今後とも人件費の削減は不可欠であり、引き続き総職員数の削減に取り組まなければならない。

人件費の状況(普通会計)

(単位:百万円)

年度	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
人件費	5,938	6,146	6,195	6,401	6,333	6,491	6,578	6,589	5,948	5,766
うち職員給	4,482	4,574	4,657	4,817	4,727	4,610	4,546	4,425	4,137	4,023
うち退職手当	178	279	190	152	190	427	599	718	311	310

経常収支比率の状況

(単位:%)

年度	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
経常収支比率	102.0	100.5	103.5	104.4	100.8	98.2	100.7	104.8	100.9	100.2
うち人件費	50.5	50.7	49.0	49.3	45.4	44.6	43.8	44.3	41.2	41.8

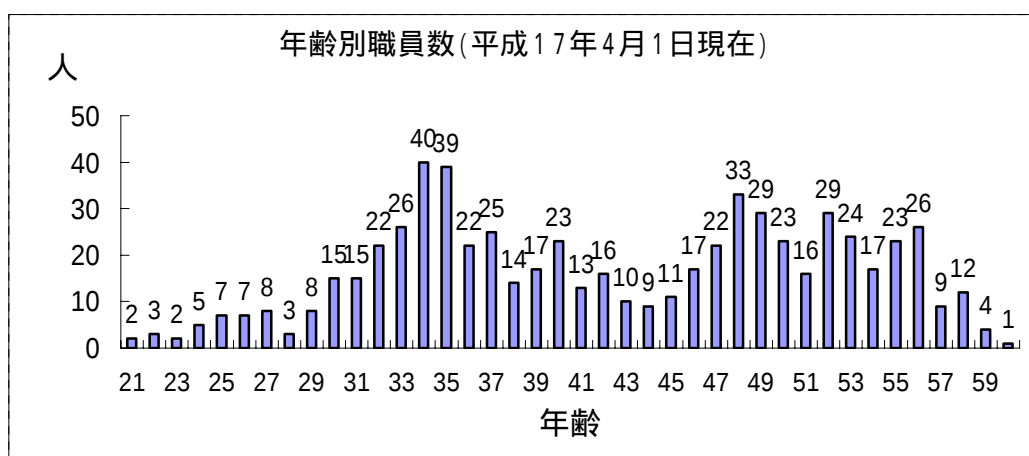
・類似団体の状況(参考)

(単位:%)

年度	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
経常収支比率	82.6	85.3	85.7	86.3	84.1	84.0	84.5	88.0	88.1	
うち人件費	35.5	35.3	34.8	34.4	32.5	31.2	29.8	29.8	28.7	

職員の年齢構成(平成17年4月1日現在)をみると、まず30才半ばを一つの山として職員数が多く、そこから40才前半を谷として少なくなり、再び48才から56才をもう一つの山として職員数は多くなっている。

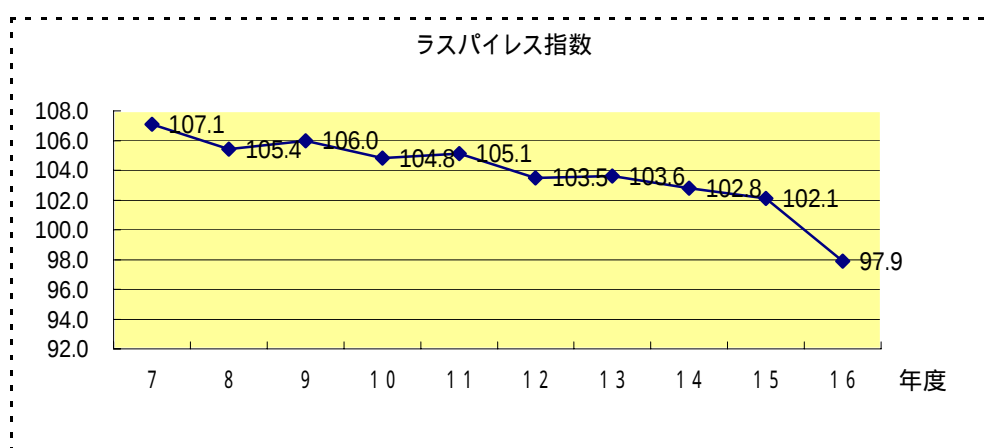
職員数の削減を図るためには、将来の年齢構成の均等化についても考慮しながら、職員の退職に伴った新規採用を必要最小限に抑えることが不可欠となっており、より一層効率的な組織体制を確立しなければならない。



(2) 給与の状況

本市職員の給与水準については、他都市の職員や国家公務員の給与制度の内容も踏まえて決定しているところである。給与水準を示すラスパイレス指数は、緩やかな低下傾向を示しており、平成16年4月1日時点では国家公務員を下回る97.9という数値となっている。

今後とも、民間事業従事者の給与水準や国の動向などを踏まえ、さらなる適正化が求められている。



特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる場合に支給される手当である。

本市においては、平成15年度から全ての特殊勤務手当(35手当)の一律20%削減を実施しているが、急激な技術の進歩や業務内容の変化などにより、本来の支給要件に照らしその支給が妥当かどうかなどの再検討が必要となっている。

時間外勤務手当については、今までにもノー残業デーの実施や振替休日制度を促進してきたが、職員の減員や事務の多様化、高度化などを起因として、むしろ増加傾向となっている。

時間外勤務手当の縮減により、総人件費の圧縮のほか、時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康障害の発生を防ぐため、事務の効率化や時間外勤務に対する意識の向上と併せ、勤務体制及び業務のあり方の見直し等による時間外勤務の縮減を図る必要がある。

・第3次行財政改革大綱(案)の基本的方針、改革の重点事項

1. 第3次行財政改革大綱(案)の基本的方針

平成16年3月に策定した第3次行財政改革大綱(案)に掲げられている基本的方針、改革の理念は以下のとおりである。

(1) 成果志向・成果重視の行財政運営

前例にとらわれず、本当に必要なところに限られた経営資源(人や財源)を集中し、市民の視点に立った成果志向・成果重視の行財政運営を行う。

また、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、行財政運営を一層効率的・効果的に進めるとともに、サービスの絶えざる改善・改革を志向する行財政運営をめざす。

(2) 市民との協働による行財政運営

行政サービスの利用者であり納税者である市民の満足度を最大化するため、市民のニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、積極的な情報提供と情報公開を行い、説明責任を果たしながら市民の参加を進め、市民の声を十分に反映した行財政運営を進める。

(3) 自主・自立の行財政運営

地方分権の進展の中で、国から地方への権限移譲や財源移譲が今後さらに進展することが予想され、自己決定と自己責任のもと、市政の諸課題に自主的に取り組み、選択と集中により、市民ニーズに的確に対応していくことができる行財政基盤の確立を図る。



市民が納得できる行政サービス提供のための市役所改革

「最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」という地方自治の基本原則に立ち返り、市民本位の行財政運営のための改革を推進する。

2. 第3次行財政改革大綱(案)の改革の重点事項

第3次行財政改革大綱(案)には改革の重点事項として以下の7事項が掲げられており、第3次行財政改革実施計画(案)〔99プラン〕で具体的な改革項目を設定している。

1. 行財政運営システムの改革
2. 市民満足度の向上
3. 市民との協働
4. 公民のパートナーシップの確立
5. 定員管理・給与制度の見直し
6. アウトソーシングの推進
7. 財政の健全化

・新たな計画(集中改革プラン)の策定

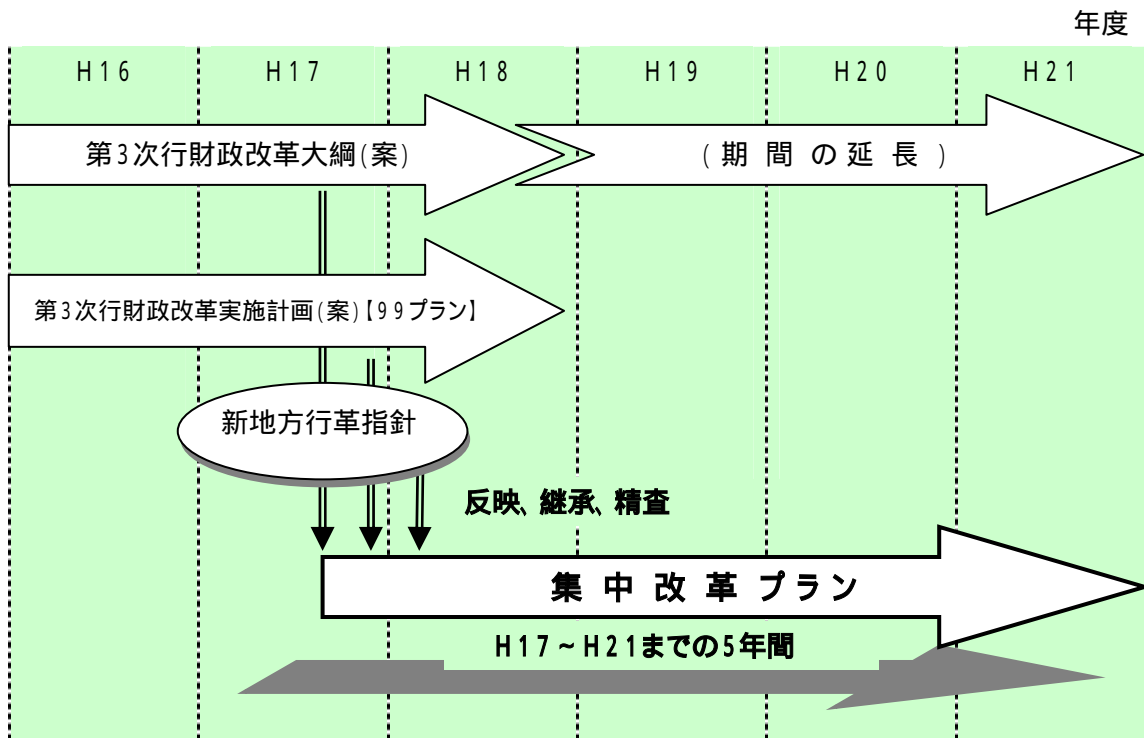
1. 集中改革プランの位置付け

から に述べた市の状況及び改革の現状を踏まえ、行財政改革推進のための新たな計画を「泉南市行財政改革 集中改革プラン」として策定した。

なお、国からの新地方行革指針を受けて、平成16年に策定した現行の第3次行財政改革大綱(案)の見直しを検討した結果、第3次行財政改革大綱(案)に示した改革の目的、改革の基本的方針等、その理念は引き続き本市の行財政改革の基本理念として継続していくこととする。

ただし、本計画における推進期間については、新地方行革指針との整合性を図るため、平成21年度まで延長するものとし、改革項目の追加などこれまでの取り組みをさらに強化した上で、平成17年度から平成21年度まで5年間の新たな計画として取りまとめたものである。

集中改革プランの位置付け(イメージ図)



2. 集中改革プランの策定

・第3次行財政改革大綱(案)における改革の重点事項

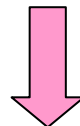
- | | | |
|-------------------|------------------|----------------|
| 1. 行財政運営システムの改革 | 2. 市民満足度の向上 | 3. 市民との協働 |
| 4. 公民のパートナーシップの確立 | 5. 定員管理・給与制度の見直し | 6. アウトソーシングの推進 |
| 7. 財政の健全化 | | |

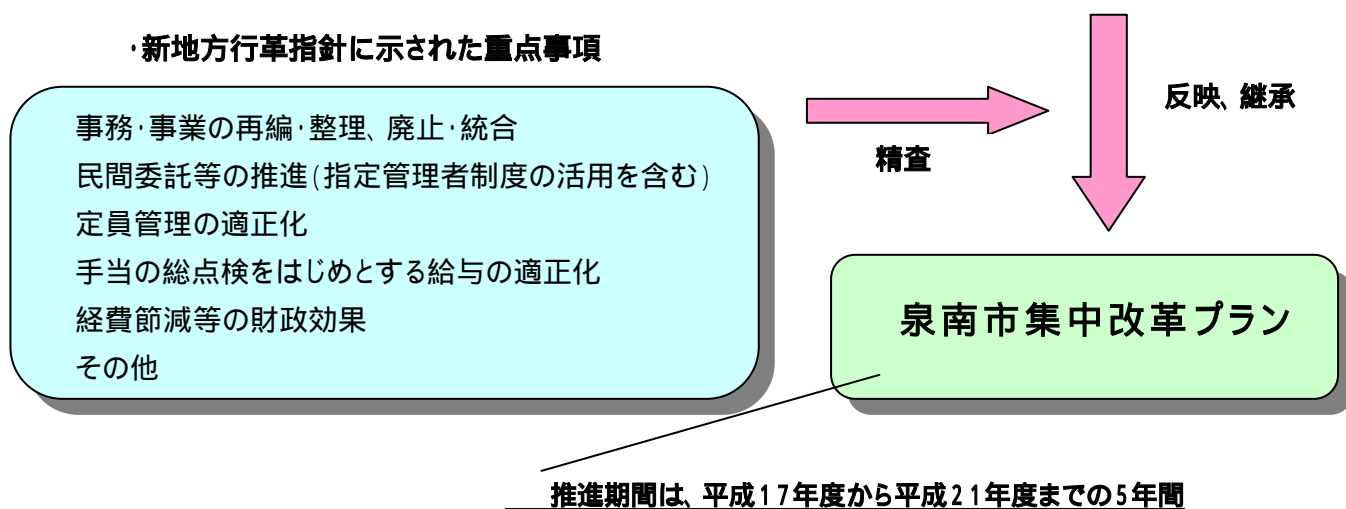


・第3次行財政改革実施計画(案)【99プラン】

第3次大綱(案)の重点事項に基づいた99の改革項目

これらの重点事項及び実施計画【99プラン】に掲げた具体的な改革項目は原則として、本集中改革プランにおいても引き続き反映、継承するものとし、国の新地方行革指針に示された項目に基づく取り組みと合わせた整理を行った上で新たな行財政改革実施計画(泉南市行財政改革 集中改革プラン)として取りまとめを行った。





・改革の推進

1. 推進期間

平成17年度から平成21年度までの5年間を改革の推進期間とする。

2. 推進体制、進行管理

市長を本部長とする市の庁内組織である「行財政改革推進本部」を中心に全庁あげて推進する。また、市民で構成される「行財政改革推進委員会」に進捗等を報告し、意見を求めるとともに、市広報紙やホームページ等で広く市民に公表する。

3. 改革の担い手

改革を着実に推進していくためには、各取り組みの担い手となる担当部課等の意識と意欲によるところが大きい。改革の担い手は職員であり、そのため、改革課題を全職員が徹底して共有化し、全庁あげて改革の推進に取り組むものとする。

改革の推進項目

本計画で取り組む事項は、新地方行革指針に基づき以下のとおりとする。なお、取組期間中における社会経済情勢の変化等により、取組項目の見直しを適宜行い実施していくものとする。

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合、改善等
2. 民間委託等の推進、公の施設の指定管理者制度の活用
3. 定員管理の適正化
4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化等
5. 経費の節減等の財政効果
6. 地方公営企業等の経営健全化
7. 地域協働の推進
8. 補助金等の整理合理化
9. 人材育成の推進
10. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合、改善等

事務事業の再編・整理等については、複雑かつ多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、必要性や効率性などの観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、より一層の事務事業の整理合理化を進める。

事務事業の見直し、整理合理化にあたっては、平成16年度から取り組んでいる行政評価をさらに進めるとともに、より効果的な活用方法を検討する。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	職員被服貸与規定の見直し	総務部 人事課	職員の事務服については現在貸与を停止しているが、その必要性や効果を考慮し廃止する。また作業着は貸与に関わらず必要最小限とし、各部署での管理を貸与台帳を作成し一括管理とする。	実施					No.72
2	市事務委託の見直し	総務部 政策推進課	泉南市区設置規程に基づき各区へ市の事務を委託しているが、今日の社会経済情勢や地域との協働を進めていく必要から事務委託の見直しを行う。(平成17年度から1世帯あたり590円から540円に見直しを行った。)	実施					No.74
3	つばさのまちフェスタ負担金の廃止	総務部 政策推進課	関西国際空港開港記念行事として平成7年度に開始したが、平成16年度で第10回を迎え、りんくうタウンの活性化イベントとして一定の目的が達成されたため平成17から廃止した。	実施					No.73
4	納税貯蓄組合事務費補助金の見直し	財務部 納税課	組合員数に応じて事務費補助金を交付してきたが、平成16年度の補助金(平成15年度課税分)をもって廃止した。	実施					No.79
5	行政評価システムの構築	行財政改革 推進室 関係部課	平成15年度に施策・事務事業評価を試行、平成16年度からは評価を本格的運用し、事業の目的や成果を把握することで施策や事業の見直し及び予算編成などに反映させていく。 また、評価結果を市民に公表する。	実施					No.6

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
6	水道料金福祉減免の廃止	健康福祉部 生活福祉課	母子世帯(児童扶養手当受給者)、重度心身障害者世帯(身障1級、療育A判定)、独居老人(65歳以上)を対象に基本料金の1/2相当額の減免を行っていたが、平成17年度から廃止した。	実施					No.82
7	敬老祝い品支給の見直し	健康福祉部 高齢障害福祉課	70.77.88.99歳の高齢者に支給している敬老祝い品について、段階的な廃止を含めた検討を行う。		実施				No.84
8	特定疾患患者給付金事業などの見直し	健康福祉部 高齢障害福祉課	特定疾患患者、小児慢性特定疾患患者への給付金の段階的な見直しを行う。 また結核患者長期入院患者夏期歳末見舞金についても見直しを行う。	実施					No.85
9	福祉電話貸与事業の見直し	健康福祉部 高齢障害福祉課	重度障害者または65才以上の単身者等の世帯(生活保護世帯、所得税非課税世帯)に電話代月額2,500円までを補助しているが、設置費用のみの補助とする。	実施					No.86
10	国民健康保険納付組合補助金の見直し	健康福祉部 国保年金課	納付組合のあり方を含めた制度の再構築を行う。(平成16年度で組合は解散、平成17年度から国保税徴収員として個人委託とした)	実施					No.83
11	泉南市民証の廃止	市民生活環境部 市民課	満60才以上の市民に交付してきた泉南市民証を平成17年度から廃止した。	実施					No.16
12	市設駐輪場の見直し	市民生活環境部 環境整備課	市設駐輪場の管理経費の見直しを行う。 (平成15年度、平成16年度に段階的に10%削減した。) また、土地開発公社保有地の活用や利用率の低い駐輪場の整理等についても検討を行う。	実施					No.80
13	し尿汲取り券販売委託事業の見直し	市民生活環境部 環境整備課	汲取り券の販売を市内32箇所に委託しているが委託料の算定根拠の再検討を行い見直しを行う。(平成17年度から約23%削減した)	実施					No.81
14	立毛品評会開催事業の見直し	都市整備部 農林水産課	農産物等の品評会として毎年実施している立毛品評会の開催方法を見直す。 (平成17年度からJA大阪泉州と共催とした)	実施					No.88
15	要保護及び準要保護児童生徒援助費の見直し	教育指導部 学務課	市立小中学校児童生徒就学援助費について、制度の必要性等を精査し所得認定基準等のさらなる見直しを行う。(平成17年度は給食費、修学旅行費を9割支給に見直しを行った。) ○平成16年度までの実績 平成13年度から所得基準から住宅扶助、給食費を対象外とした。 ・効果額: 2,250千円/年(13年度) 平成14年度から援助の対象となる所得基準を生活保護基準の1.3倍から1.1倍に引き下げた。 ・効果額: 5,970千円/年(14年度、15年度)	実施					No.89

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
16	消防分団報奨金の見直し	消防本部	消防分団・団員報償金について、団員への報酬及び手当との関係から、給付の趣旨や必要性を再検討し見直しを行う。(平成17年度から各団員への報奨金を廃止した。)	実施					No.90
17	市税等口座振替にかかる通知書の廃止	関係各課	市税等の口座振替による納付者に対する振替済領収通知書を廃止する。	実施					No.96

(平成16年度までの主な実績等)

No	取組項目名	取組内容	99プラン
	敬老会の見直し	市主催の敬老会を平成14年度から、実施主体を各区等とし、敬老会を実施する団体へ補助金を交付することとした。 効果額： 3,300千円/年(14年度以降)	-
	国民年金保険料納付組合補助金の廃止	平成14年度から廃止した。 効果額： 2,050千円/年(14年度以降)	-
	個人給付的事業の見直し	現金等の給付的事業から自立支援型事業への転換等、施策の再構築を行うなかで以下の見直しを実施した。 ・母子家庭給付金、障害者給付金、重度障害者介護者激励金 を平成14年度から段階的に削減、平成16年度から廃止した。 効果額： 67,900千円(16年度以降) ・母子家庭福祉見舞金、障害者福祉見舞金、ねたきり老人見舞金、ねたきり老人等介護者激励金 を平成14年度から廃止した。 効果額： 8,600千円/年(14年度以降) ・高齢者福祉見舞金 を平成13年度から廃止した。 効果額： 1,100千円/年(13年度以降)	No.87
	少年少女短期留学事業の見直し	平成14年度から本事業を当面休止とした。 効果額： 2,700千円/年(14年度以降)	-
	共同浴場の一元化	平成14年度から共同浴場2施設のうち1施設を廃止した。 効果額： 3,750千円/年(14年度以降)	-
	同和地区老人給付金、同和地区障害者給付金等の廃止	同和対策特別措置法の法期限到来に伴い、同和地区老人給付金、同和地区ねたきり老人給付金、同和地区障害者給付金、大学入学支度金、高校入学支度金などを廃止した。 効果額： 3,750千円/年(14年度以降)	-
	小中学校体育祭記念品の見直し	平成14年度から、記念品単価の見直し及び配布回数を縮小した。 効果額： 1,000千円/年(14年度以降)	-
	教職員永年勤続表彰記念品の廃止	平成14年度から廃止した。 効果額： 60千円/年(14年度以降)	-

2. 民間委託等の推進、公の施設の指定管理者制度の活用

本市では、これまでも事務・事業の民間委託等を行ってきたが、今後とも、職員数の計画的な減員を前提に、行政が直接実施する必要がある業務以外で行政サービスの維持・向上と行政コストの削減が可能な業務については積極的な民営化や民間委託を進める。

公の施設の管理については、これまで公共団体や公共的団体等に限定して管理を委託することができたが、平成15年9月に地方自治法の一部が改正施行され、民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に管理を行わせることが可能となった。

指定管理者制度は民間の経営ノウハウを活用して公の施設の管理の効率性を高めるとともに、市民サービスを向上していくことを目的としており、本市においても本制度の趣旨を踏まえ、取り組みを推進する。

(1) 民間委託等の推進

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	ごみ収集業務の民間委託	市民生活環境部 清掃課	現在従事している職員の処遇について行政需要に沿った部署への職種替え(職場替え)などによる人員の有効活用と併せ、経費効果などに十分配慮しながら委託化の検討を進める。 なお、平成17年度から一部の収集補助業務を民間団体に委託を行った。	検討	実施				No.44
2	学校園用務員の民間委託	教育総務部 教育総務課	平成16年度から職員の退職に合わせ学校園用務員の委託化を行った。(小中学校、各2名) 他校園についても職員の退職に合わせ、適切な方法を検討しながら民間団体等への委託を進める。	実施					No.47
3	既存の委託業務の見直し	関係各課	コスト削減、サービス向上及び競争性、透明性の確保の観点から既存の施設管理委託業務を中心に、より競争性の高い契約に見直しを行う。		実施				No.43

(平成16年度までの主な実績等)

(平成16年度までの主要実績等)				
No	取組項目名	取組内容	99プラン	
	青少年センター用務員の委託化	平成16年度から青少年センターの用務を民間に委託し業務の効率化を図った。引き続き委託を継続する。 効果額: 1,000千円/年(16年度以降)	No.48	
	し尿処理場運転管理業務の委託化	平成14年度からし尿処理場の運転管理業務を民間に委託した。引き続き委託を継続する。	-	
	市営プール、学校プール管理業務の委託化	平成13年度より、学校プール(一般開放)及び市営プールの管理業務を民間委託した。 効果額: 5,250千円/年(13年度以降) 効果額: 7,940千円/年(14年度以降)	-	
	本庁舎清掃業務	全部委託(平成16年度末の状況)	引き続き委託を継続	-
	本庁舎夜間警備	全部委託(平成16年度末の状況)	引き続き委託を継続	-

N o	取組項目名	取組内容	99プラン
	庁舎案内受付	臨時職員で対応(平成16年度末の状況) 委託などの検討を行う	-
	電話交換業務	全部委託(平成16年度末の状況) 引き続き委託を継続	-
	公用車運転	一部委託(平成16年度末の状況) 委託の拡大について検討	-
	し尿収集	全部委託(平成16年度末の状況) 引き続き委託を継続	-
	学校給食調理・運搬	全部委託(平成16年度末の状況) 引き続き委託を継続	-
	水道メーター検針	一部委託(平成16年度末の状況) 委託の拡大について検討	-
	道路維持補修・清掃等	一部委託(平成16年度末の状況) 引き続き一部委託を継続	-
	ホームヘルパー派遣事業	全部委託(平成16年度末の状況) 引き続き委託を継続	-
	在宅配食サービス	全部委託(平成16年度末の状況) 引き続き委託を継続	-
	情報処理・庁内情報システム維持	一部委託(平成16年度末の状況) 委託の拡大について検討	-
	総務関係事務(給与、旅費、福利厚生)	一部委託(平成16年度末の状況) 委託の拡大について検討	-

(2)指定管理者制度の活用

本市の公の施設は全てが市が直接管理運営を行っており、民間事業者の経営手法等の活用により、施設の効率的な運営や市民サービス向上が期待できる施設については、積極的に制度の導入を進める。

導入にあたっては、施設のより効果的・効率的な管理運営方法のあり方等について平成18年度中に検討を行い、施設に配置している市職員の処遇等、他部署での有効活用を十分考慮した上で、平成19年度または平成20年度の制度導入を目指す。

【指定管理者制度の導入を検討する施設】

施設区分	施 設 名
福祉	保育所(5箇所)、総合福祉センター、保健センター、老人集会場(26箇所)
教育	公民館(4箇所)、文化ホール、図書館、市民体育館、テニスコート、市民球場、市営プール、青少年の森、青少年センター、埋蔵文化財センター、史跡海会寺跡広場
市民、環境、その他	火葬場(2箇所)、自転車置場(10箇所)、駐車場(3箇所)、共同浴場(若松湯)、人権ふれあいセンター、農業公園、清掃事務組合温水プール

【指定管理者制度導入目標年度等】

平成19年度に指定管理者制度を導入する施設

・市立保育所

コスト削減と併せ、保育ニーズに対応したより柔軟な対応が期待されるため、平成19年度を目標に5箇所の市立保育所のうち、1箇所または2箇所の保育所について、指定管理者制度を導入する。

平成19年度または平成20年度の指定管理者制度の導入を検討する施設

・総合福祉センター、老人集会場

福祉施設として事業内容を整理のうえ指定管理者制度の導入を検討する。

・公民館、文化ホール、図書館、市民体育館、テニスコート、市民球場、市営プール、青少年の森、埋蔵文化財センター(博物館部分)、史跡海会寺跡広場

生涯学習の拠点及び地域の学習、文化活動や市民の健康増進などの施設として、また併設施設(図書館・文化ホール)及び体育施設(市民体育館、テニスコート、市民球場など)をそれぞれ一括して移行するなどの検討を行い、平成19年度または平成20年度を目途とした指定管理者制度の導入を検討する。

・駐車場、共同浴場、農業公園

駐車場、共同浴場は現在、運転業務などの定型業務委託を行っている。また農業公園は平成17年度に開園した農業の発展と自然環境とのふれあいの場を提供する施設である。
事業内容を整理のうえ、平成19年度または平成20年度を目途とした指定管理者制度の導入を検討する。

・泉南清掃事務組合温水プール

泉南清掃事務組合設置の健康維持・増進施設として、平成19年度または平成20年度を目途とした指定管理者制度の導入を検討する。

当面は直営で管理する施設

・保健センター、青少年センター、火葬場、自転車置場(駐輪場)、人権ふれあいセンター

事業活動を中心とする施設あるいは経費効果の観点から当面は直営とする。

3. 定員管理の適正化

本市の職員数は、平成8年度の744人をピークに減少を続け、平成17年度当初には647人となり、97人、約13%の減員(平成12年度当初から平成17年度当初までの過去5年間で69人、9.6%の減員)となっている。

しかしながら、類似団体との比較でも本市の職員数は多く、職員数の削減による行政運営の効率化は「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための取り組みとして大きな比重を占め、適正な定員管理は本市の大きな課題となっている。

そのため、総人件費の削減はもとより、健全な財政構造への転換と効率的な組織体制の構築を図るため、今後とも引き続き職員数の削減を行う。

職員数の削減については、業務量の精査による人員の適正配置をさらに進めるとともに、部門別、職種別及び年齢構成にも留意し、事務・事業の見直し、組織・機構の見直しによる部、課、係の統廃合及び指定管理者制度の導入などの民間の活力の積極的な活用など、退職者の補充を極力抑制することで目標を達成する。

総職員数削減の取り組み(平成8年度から平成17年度までの実績)

単位:人

年度	前年度退職者数等 A	採用者数 B	総職員数	増減数 B-A
平成8年度	-	-	744	-
平成9年度	16	6	734	10
平成10年度	10	4	728	6
平成11年度	11	3	720	8
平成12年度	7	3	716	4
平成13年度	19	6	703	13
平成14年度	25	11	689	14
平成15年度	30	13	672	17
平成16年度	12	3	663	9
平成17年度	16	0	647	16
合計	146	49	-	97

【目標】

平成17年度の総職員数647人から10%以上削減(純減)し、平成22年4月1日現在の総職員数を555人とすることを目標とする。

総職員数削減の取り組み(平成17年度から平成22年度まで)

単位:人

年度	前年度退職者数 A	採用者数 B	総職員数	増減数 B-A	削減率(%)
平成17年度	-	0	647	-	●
平成18年度	30 (26)	0	617	30	
平成19年度	14 (6)	5	608	9	
平成20年度	10 (6)	5	603	5	
平成21年度	31 (6)	5	577	26	
平成22年度	27 (6)	5	555 (目標)	22	14.2%
合計	112 (50)	20	-	92	-

地方公営企業の各年度職員数(上の総職員数の取り組みの内数)

単位:人

年度	水道事業	下水道事業	年度	水道事業	下水道事業
平成11年度	35	24	平成16年度	35	15
平成12年度	35	23	平成17年度	35	14
平成13年度	35	21	-		
平成14年度	34	16	平成22年度	30	12
平成15年度	36	16	(目標)		

削減率 14%

- ・総職員数は、各年度当初(4月1日現在)の数値 (ただし、教育長は除く)
- ・前年度退職者数Aのうち、18年度以降の数値は見込値、()は、うち定年前早期退職者数等
- ・平成19年度以降の定年前早期退職者数見込みは過去の平均人数を参考にした。

平成22年度当初の数値目標の設定方法

□本集中改革プランの計画期間である平成17年度から平成21年度の5ヵ年で、退職を見込んでいる112人のうち一般行政職員(61人)、消防職員(16人)については、職員数の抑制と職員構成の平準化の観点から計画的な採用を行うこととし、平成19年度以降、毎年5名程度の補充とする。
その他の退職者については、民間活力の積極的な活用などにより、原則として不補充とする。

□事務の効率化や組織・機構の簡素化及び計画期間中に積極的な活用を予定している公の施設への指定管理者制度の導入を含めたアウトソーシングの推進により、目標を達成することとする。

4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化等

本市の職員給与については、これまでも定期昇給の12ヵ月延伸、給料の2%減額、特別職給料の減額(15%~12%)、管理職手当の20%削減、退職時特別昇給制度の廃止など、給与の適正化に取り組み、人件費の抑制を図ってきた。

職員の給与制度については、その業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必要がある。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	職員給の削減(定率削減、昇給延伸)	総務部 人事課	平成12年度から平成14年度まで、職員給を2%減額した。 また、平成15年度からは定期昇給の12ヵ月延伸と併せて、職員給の1%減額を実施している。 当面は職員給の1%減額を平成18年度まで継続する。 効果額: 88,800千円/年(12年度以降) 効果額: 97,700千円/年(15年度以降)	実施	→				No.41
2	特別職の給料削減	総務部 人事課	平成12年度から平成14年度まで、特別職の給料を10%減額した。 さらに平成15年度からは、15%~12%の減額を実施している。 当面は、平成18年度まで継続する。 効果額: 7,800千円/年(12年度以降) 効果額: 10,400千円/年(15年度以降)	実施	→				No.41
3	管理職手当の削減	総務部 人事課	平成12年度から平成14年度まで、管理職手当を10%削減した。 また、平成15年度からは、20%の削減を実施している。 当面は、平成18年度まで継続する。 効果額: 7,200千円/年(12年度以降) 効果額: 12,300千円/年(15年度以降)	実施	→				No.41

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
4	特殊勤務手当の見直し	総務部 人事課	手当の支給要件として、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務など給与上特別の考慮を必要とする業務」など制度の趣旨に合致しないものについては、市民の理解が得られることを前提に廃止を含めた見直しを行う。 ○平成16年度までの実績 平成15年度から、全ての特殊勤務手当について一律20%の削減を実施 効果額： 7,800千円/年(15年度以降)	実施					No.41
5	住居手当の見直し	総務部 人事課	国に準じて、一律支給分4,000円の廃止を検討する。 ○平成16年度までの実績 平成15年度から、住居手当の一律支給分、月額8,000円を4,000円削減し、月額4,000円とした。 効果額： 29,000千円/年(15年度以降)	実施					No.41
6	退職時特別昇給制度の廃止	総務部 人事課	国家公務員の退職時特別昇給制度の廃止に伴い、国に準じて平成17年度から廃止した。	実施					No.42
7	ノー残業デーの拡大	総務部 人事課	より一層の事務の効率化、適正な人員配置によりノー残業デーを現在の第1・3金曜日の月2回から月4日に拡大する。	実施					No.35
8	振替休日制度等の促進	総務部 人事課	週休日(土日曜日)及び休日(祝日、年末年始)の勤務に対しては、振り替え休及び代休の実施を促進する。	実施					No.36
9	職員の福利厚生事業の適正化(職員厚生会関係事業の見直し)	総務部 人事課	地方公務員法第43条に「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生事業に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と規定されている。 平成17年度から本人負担12,000円、市負担6,000円を市負担5,400円に減額した。 市民の目線に立った時代に即した事業の適正化を図る。	実施					No.71

職員給与のあり方については、近年の民間における賃金体系の見直し等の変化を踏まえ、職務・職責をより重視する方向での見直しが迫られている。

国では、平成18年4月から、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給与構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とする給与構造の改革が実施されようとしている。

この給与構造改革を踏まえ、現行の給与制度について、職員一人ひとりの意欲や能力を引き出せる仕組みの整備と市民が納得できる給与体系の確立をめざす。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
10	給与体系の見直し	総務部 人事課	平成17年度人事院勧告には、現在の給与制度が確立した昭和32年以来、50年ぶりの抜本的な改革が掲げられ、給料表の見直しや地域手当の新設、勤務実績の給与への反映等が示された。 この人事院勧告を踏まえ、勤務実績の給与への反映や年功的な給与上昇の抑制等を考慮し、調整手当に代わる地域手当の新設と併せて給与体系の見直しを検討する。			実施	→		-
11	昇給制度の見直し	総務部 人事課	民間企業においては、年功的な給与体系から勤務実績に応じた給与体系への見直しが進む中で、人事院勧告においても、勤務実績を的確に反映した昇給制度の導入を求めている。 人事院勧告を踏まえ、現行の給料表を4分割した新給料表の適用により、昇給幅に区分を設け、職員の勤務実績を的確に反映する昇給制度の導入を検討する。 また、高齢層職員の昇給については、昇給幅の抑制を行うことも併せて検討する。			実施	→		-
12	勤勉手当の見直し	総務部 人事課	平成17年度人事院勧告には、勤勉手当の支給額に勤務実績を反映させる制度を導入することが掲げられている。 そのため、他市や国の動向を踏まえ、人事評価制度の構築と併せた仕組みの検討を行う。			実施	→		-

(平成16年度までの主な実績等)

No	取組項目名	取組内容	99プラン
	通勤手当の見直し	平成16年度から、通勤距離2km未満の交通用具等使用者への通勤手当(月額2,050円)を国に準じて廃止した。 その他の通勤距離についても、国に準じた見直しを行った。 効果額: 12,900千円/年(16年度以降)	No.41

5. 経費の節減等の財政効果

市税収入の低迷や国の三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮小と地方交付税の見直しなど、今後さらに歳入額の減少が予想されるなかで、多様な行政需要と時代に対応した新しい課題の解決など、歳出額の増加する要素は大きく、本市の財政環境は極めて厳しいものとなっている。そのため、歳入面における財源確保と歳出面での効率化、財源配分の重点化などをさらに強力に進め、経費の節減を図る。

(1) 歳入関係の取り組み

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	市税等収納対策の強化	財務部 納税課 健康福祉部 児童福祉課 都市整備部 施設管理課	【市税】 休日、夜間訪問等による滞納分の徴収体制の強化と併せ、現年度分の年度内納税を確実に履行させることで新たな滞納の発生防止に努める。 悪質滞納者については財産の差押え等による滞納処分により徴収を強化する。 また、納税者の納税相談などに応じるため月1回課員による夜間窓口を開設する。 さらに納税者の利便性と収納率の向上のため、市税の納付方法の改善についても検討する。 ○16年度徴収率 80.1% (現年度95.2% 滞納繰越分13.1%) 【保育料】 受益と負担の公平性を確保するため、保育料の収納率の向上により滞納額の縮減を図る。 【市営住宅使用料】 収納率の向上により滞納額の縮減を図る。	実施					No.52 No.55 No.61
2	全庁的な使用料・手数料の見直し	行財政改革推進室 関係部課	行政サービスの内容や必要なコスト、受益者負担のあり方を基本に、原則として4年毎に見直しを行うこととしている。 そのため、必要なコストや適正な受益者負担のあり方を検証し、平成19年度を目途に見直しを行う。 ○平成16年度までの実績 体育館、文化ホール、公民館などの公の施設の使用や住民票、印鑑登録証明書など特定の行政サービスの利用に伴う、使用料・手数料の見直しを平成15年10月から実施した。 ・使用料関係…12件 手数料関係…29件 効果額: 7,700千円/年(15年度) 効果額: 15,400千円/年(16年度以降)			実施			-

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
3	市保有地の売却	総務部 総務課	旧市営住宅の売却、その他不要となった市未利用地の売却を行う。 ○平成16年度までの実績 平成13年度・・樽井火葬場横の普通財産(14,012千円) 平成14年度・・旧市営住宅(7,301千円)廃道敷(4,812千円) 平成15年度・・樽井地内普通財産(1,156千円)	実施					No.50
4	職員駐車場の有料化	総務部 総務課	平成18年1月から職員の通勤車両用駐車場について、受益者負担の適正化の観点から有料化を行った。	実施					No.51
5	保育所保育料の見直し	健康福祉部 児童福祉課	平成17年4月から、受益者負担の適正化の観点から、国徴収基準を基に保育料の見直しを行った。今後とも受益者負担の適正化を行っていく。	実施					No.54
6	国民健康保険税の最高限度額の見直し	健康福祉部 国保年金課	医療分にかかる最高限度額の見直しを行う。 【最高限度額 46万円を引き上げる】		実施				No.59
7	放置自転車撤去移送費自己負担金の徴収	市民生活環境部 環境整備課	泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の規定に基づき放置自転車の撤去・移送費に係る自己負担金を徴収する。(自転車放置禁止区域の指定必要)		実施				No.56
8	コミュニティバス減免制度の見直し	市民生活環境部 環境整備課	コミュニティバスの高齢者、障害者の減免制度について受益と負担の原則に基づき見直しを行う。 なお、現在交付している割引証等は平成19年1月31日が有効期限のため、期限以降の実施とする。		実施				No.57
9	ごみ収集の有料化	市民生活環境部 清掃課	ごみの減量化、リサイクルを推進するため、ごみ収集の有料化を行う。		実施				No.58
10	市民健康審査の有料化	健康福祉部 保健推進課	平成17年度から、基本健康審査について有料化を行う。 ○平成16年度までの実績 肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん各がん健診について平成15年4月から有料化した。 効果額：1,380千円/年(15年度以降)	実施					No.60
11	法定外公共物占用料の徴収	都市整備部 施設管理課	平成17年度の国からの財産権移譲に伴い、占用料を徴収する。	実施					No.62

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
12	市立幼稚園保育料減免制度の見直し	教育総務部 教育総務課	市立幼稚園における市単独の保育料減免制度の見直しを行う。	実施	→				No.66
13	口座振替の推進	関係部課	市税・保育料・幼稚園保育料・介護保険料・水道料金・下水道使用料の口座振替を推進する。	実施	→				No.67
14	印刷物等への広告掲載	関係部課	市民封筒など市民が手にする印刷物に民間企業の有料広告を掲載する。 なお、平成17年度から市ホームページにバナー広告を掲載している。	実施	→				No.68

(平成16年度までの主な実績等)

No	取組項目名	取組内容	99プラン
	市広報紙への広告掲載	平成16年8月から、市広報紙に民間企業の広告を掲載し、新たな財源の確保を図った。 効果額:1,160千円/年(16年度) 効果額:2,160千円/年(17年度以降)	No.49
	留守家庭児童会の有料化	平成15年7月から、適正な受益者負担の観点から、留守家庭児童会、放課後児童会を有料化した。 効果額: 5,000千円/年(15年度) 効果額: 7,700千円/年(16年度以降)	-
	行政財産の使用料徴収	平成16年度から、庁舎などの行政財産における自動販売機の設置等、行政財産の目的外使用に対して使用料を徴収している。(総合福祉センター、りんくうテニスコートは既に月額5,000円を徴収) 効果額: 600千円/年(16年度)	No.69

(2) 歳出関係の取り組み

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	庁舎清掃業務の見直し	総務部 総務課	事務系ごみの処理を職員で実施することや、床ワックス、窓清掃などの業務委託仕様を見直し、簡素化する。	実施	→				No.75
2	マイライン割引サービスの拡大	総務部 総務課	NTT西日本との電話契約を他社のマイラインサービスに切り替えることで通話料金を削減する。	実施	→				No.76
3	公用車の削減	総務部 総務課	集中管理を行うなど公用車を効率的に稼働させることで公用車台数の削減を行う。(平成17年度に、平成16年度から5台削減し69台とした。)	実施	→				No.77

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
4	地方債の低利借入	財務部 財政課	指定行借入割合を段階的に削減してきたが、今後とも指定行コストを考慮しながら、一般行からの借入割合を50%程度に増やしていく。また指定行についても極力低利での借入を行う。	実施					No.78
5	施設運営コストの削減 (土地借上料の削減)	関係部課	各施設の必要性の検討や土地借上料の削減等を行い、施設運営経費を削減する。 ・学校施設4箇所 ・社会教育施設 ・保健施設 ・公園施設	実施					No.91
6	光熱水費の削減	関係部課	・本庁、各施設、保育所、幼稚園、小学校の節電・節水を徹底する ・昼休み及び残業時の必要最低限以外の消灯を徹底する	実施					No.92
7	会議開催通知のはがき使用	全部署	個人情報保護に支障のない通知等については、はがき使用とし郵便料金を節減する。	実施					No.93
8	会議、研修会等出席者負担金の見直し	全部署	個人情報保護に支障のない通知等については、はがき使用とし郵便料金を節減する。	実施					No.94
9	講座・講習の見直し	関係部課	講座講習について民間における事業の状況や行政関与のあり方を踏まえ、必要性、事業内容、費用対効果を精査し効果的な事業活動を行う。また併せて受益者負担の検討を行う。	実施					No.95
10	定期購読物の見直し	関係部課	定期購読物の必要性を再検討し可能な限り廃止する。	実施					No.97
11	各種協議会等負担金及び補助金の見直し	関係部課	各種協議会等への加盟の必要性、活動内容、負担割合などの妥当性及び各種団体等補助金のあり方を検討し見直しを行う。	実施					No.98

(平成16年度までの主な実績等)

No	取組項目名	取組内容	99プラン
	道路照明の節電	平成13年度から道路交通に支障のない範囲で消灯を実施した。 効果額: 700千円/年(13年度以降)	継続した取り組みを検討 -
	施設管理委託業務の見直し	平成14年度から各施設の管理委託料を削減した。 効果額: 21,150千円/年(14年度以降)	継続した取り組みを検討 -
	昼休憩時の消灯	昼休憩時に昼窓口対応職場を除いて消灯を実施	継続した取り組みを検討 -
	事務消耗品等の節減	コピーの両面印刷、ミスプリント用紙の裏面使用等を実施	継続した取り組みを検討 -

6. 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業については、経営の健全化を図るため、外部委託等による効率的な業務運営を進めるとともに、公営企業職員の定員管理や給与の適正化を図る。また、経営計画に基づく計画性のある企業経営を進め、市民の理解を得ながら使用料金や受益者負担金の適正化に取り組む。また、土地開発公社の経営については、引き続きその健全化を推進する。

なお、地方公営企業の定員管理は、17ページ「3. 定員管理の適正化」の項で内数として掲げた。また、給与の適正化等の実施については、市長部局と同様の取り組みを行う。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	浄水場祝日直業務の囑託化等	水道部 工務課	2箇所の浄水場の宿日直業務に囑託職員を配置することにより、水道事業会計の経費の節減を図る。 また、宿日直業務、管理業務を民間委託することについても併せて検討を行う。	実施	→				No.46
2	水道料金の改定	水道部 業務課	受益者負担の適正化、経営の健全化の観点から水道料金の改定を行う。 ○平成16年度までの実績 平成13年7月に水道料金を改定した。	実施	→				-
3	水道料金の収納率向上	水道部 業務課	水道料金の収納率の向上を図る。	実施	→				No.65
4	下水道使用料の改定	都市整備部 下水道課	より適正な受益者負担とするため下水道使用料の見直しを行う。 ○平成16年度までの実績 平成15年10月に下水道使用料を改定した。 (改定率20%及び消費税)		実施	→			-
5	下水道使用料の収納率向上	都市整備部 下水道課	下水道使用料の収納率の向上を図る。	実施	→				No.63
6	下水道受益者負担金の収納率向上	都市整備部 下水道課	下水道受益者負担金の収納率の向上を図る。	実施	→				No.64
7	土地開発公社保有地管理コストの縮減	土地開発公社	指定行以外の金融機関からの融資を最大限活用し低利借入により管理コストの縮減に努める。	実施	→				No.99

(平成16年度までの主な実績等)

No	取組項目名	取組内容	99プラン
	水道料金、下水道使用料のコンビニ納付	市民の利便性と収納率向上のため、平成15年1月から水道料金及び下水道使用料のコンビニでの納付を可能とした。	-
	土地開発公社先行取得用地の供用済土地の解消	平成11年度から計画的な供用済土地の買戻しを進め、平成15年度で供用済土地を解消した。 (俵池公園用地427,397千円、道路新設改良用地69,473千円など合計約8億2千万円)	-

7. 地域協働の推進

市民と行政が地域の課題解決のため、共通の目的を持ってまちづくりを進めていくため、市民と行政が情報を共有し、市民自らが市政に参加する仕組みが必要となっている。そのため、自発的な市民活動の主体としての区や自治会、NPO、ボランティア団体等との協働によって地域の課題解決を行う。そのための、アドプト制度や市民活動促進の仕組みづくりなど市民との協働を進める。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	市民とのコミュニケーションの推進	総務部 秘書課	市民が希望する時間や場所に職員が出向いて市の施策や制度などをわかりやすく説明し、市民との意見交換を積極的に行える場としての「せんなん伝市メール」の講座内容の充実や「新春対話」「おはよう対話」のやり方の見直しを行い充実を図る。	実施	→				No.18
2	市民参加推進指針の策定	総務部 政策推進課	市民が市政に参加し、協働でまちづくりを推進していくための基本的な考え方や手法についての指針を策定する。	実施	→				No.21
3	パブリックコメントの制度化	総務部 政策推進課	各種計画などの形成過程において、市民に内容等の情報を公開し市民から意見を求め、意思決定につなげていく「パブリックコメント」について、その制度化を行う。(平成17年10月から制度施行)	実施	→				No.22
4	市政Q・Aシステムの導入	総務部 情報管理課	インターネット上で市政に関する市民から寄せられた意見・質問に対して、担当部署が説明・回答するシステムを構築する。 また、内部事務に関する事項についてもデータを蓄積しマニュアル化を図る。	実施	→				No.19
5	「役所ことば」の改善	行財政改革 推進室	わかりにくいとされる行政用語について、役所ことば改善の手引きを作成し、市民にわかりやすい、親しみやすい、読みやすい文章を使うようにする。	実施	→				No.20

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
6	アドプト制度の導入	都市整備部 施設管理課	道路、公園、河川などの管理を地域住民との協働により推進していくため、アドプト制度(里親制度)を導入し、市民が身近な公共施設に関心を持ち効果的な施設管理を進める。 なお、公園管理については、従来の地元自治会等への管理委託制度との整理が必要。		実施				No.23
7	防犯灯管理方法の見直し	都市整備部 施設管理課	防犯灯については、市が設置及び維持管理を行っている。市民の防犯意識の高揚や行政と市民の役割分担、市民との協働の観点から、今後設置及び管理のあり方について見直しを行う。		実施				No.24

8. 補助金等の整理合理化

各種団体等への補助金は、公益性のある目的を持った団体などに特定の事業の促進・発達を期するために市が公共的団体・私的団体に交付している。しかし、補助金の財源のほとんどは市民が負担した税金であり、今日のような社会経済情勢のもとでは、その有効活用とともに使途の透明性が強く求められている。

市では、こうした状況の中、各種団体等に対する補助金の適正執行を目的に、補助制度のあり方の見直しを行い、整理合理化を進めることで、その総額の抑制に努めることとした。

今後、行政と市民の役割分担の中で、公共的な役割、あるいは公益を達成する担い手として補助団体を捉えることで、市民参加のまちづくりを今まで以上に進めていくためにも、補助金を効果的に活用していくこととする。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	各種団体等補助金の見直し	関係部課	各種団体の団体運営的な補助金は原則廃止とし、必要な事業補助に段階的に見直しを行う。 ・平成17年度では、総額157,443千円(16年度比で12,187千円削減) ○平成16年度までの実績 ・平成14年度補助金件数61件、総額202,800千円を平成15年度当初に178,328千円とした。(24,472千円削減) ・平成16年度には、総額169,630千円とした。(15年度比で8,698千円削減)		実施				No.98

9. 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが本市にとって重要な課題となっており、平成16年6月の地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことを踏まえ、「泉南市人材育成基本方針」を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努める。

また、能力・実績を重視した人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築を検討する。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	職員提案制度の見直し	総務部 秘書課	職員の改革改善意識を引き出し、日常の事務改善から政策形成に至るまで多種多様な職員提案ができるよう制度の見直しを行う。 また、併せて職員褒賞制度について検討を行う。	実施					No.26
2	人事評価(考課)システムの構築	総務部 人事課	職員の勤務における能力・実績を正しく評価し、業務への取り組み姿勢や目標管理などを取り入れることにより評価結果を的確に反映し、人材育成を図ることを目的として人事評価制度を導入する。	実施					No.27
3	職員研修制度の充実	総務部 人事課	職員の意識改革や政策形成能力の向上等、広く職員の資質の向上を図るため、年齢及び職階に応じた体系的な研修など職員研修計画に基づいた職員研修を進める。	実施					No.28
4	自己申告制度の導入	総務部 人事課	人事異動に際しては、職員の希望・意欲などを直接反映させる制度にはなっていないため、職員が自主的に自らの能力を高め、組織をより活性化させるため自己申告制度を導入する。	実施					No.29
5	職種間異動の推進	総務部 人事課	地方分権の進展や市民ニーズの変化に対応するため、現業職員から一般職員、技術職員から事務職員への職種間の人事異動を進める。	実施					No.30
6	女性職員の積極的登用による職員配置の適正化	総務部 人事課	女性職員の柔軟な配置や管理職員への積極的登用など性別にとらわれない適性や能力に基づいた職員人事をより一層進める。	実施					No.31
7	希望職員降任制度の導入	総務部 人事課	職員が自らの意思により降任を希望する場合において、希望を尊重し降任する制度を設ける。	実施					No.32
8	適正な人事異動(人事異動のルール化)	総務部 人事課	人材育成及び職員の意欲を高めるため、人事異動について一定のルール化を行う。	実施					No.33
9	職員の休憩時間の見直し	総務部 人事課	職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に規定する休憩時間の見直しを行う。	実施					No.34

10. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

社会経済情勢の変化に対応するとともに、政策、施策、事務・事業のまとまりや新たな行政課題及び市民の多様なニーズに柔軟に対応するための組織体制に見直しを図り、事務事業を円滑に遂行できる簡素・効率的で即効性のある、かつ柔軟で機動力のある組織機構の確立に努める。

No	取組項目名	所管部課	取組内容	年度目標					99プラン
				17	18	19	20	21	
1	組織機構の見直し	総務部 政策推進課	平成13年10月に組織機構の見直しを行ったが、地方分権の進展や行政需要の変化により効果的・効率的に対応できる組織機構に見直しを行う。		実施				No.1
2	職場活性化に向けた取り組み	行財政改革 推進室	身近なところからの業務改善などの意見交換などが活発に行われる組織風土づくりが求められており、各職場が主体性を持って業務改善を日常的に行っていくための取り組みを行う。	実施					-

計画の推進にあたって

今回の計画では、本市の厳しい財政状況や将来の行政サービスの資源となる財源の確保など、中長期的な視野での財政健全化を図り、スリムでかつ時代の変化に柔軟に対応しうる将来にわたって持続的な運営が可能な行財政システム・行財政構造の確立をめざし、改革に向けた基本的な視点や今後5年間に取り組むべき具体的な項目を掲げた。

したがって、本計画に掲げた項目の全庁あげての着実な推進はもとより、できる限り前倒しでの実施に努めるとともに、毎年度、計画の進捗状況を進行管理することとし、国の三位一体の改革をはじめとする社会経済情勢の動向を踏まえながら、必要に応じた見直しを行うものとする。